

静岡県畜産技術研究所産業動物分野における動物実験実施規程

静岡県畜産技術研究所

前文

農林水産分野における試験研究及び検査は、広く動植物を対象とした生命科学を基盤とし、安全な食料の生産とその安定的供給を通じて県民生活の向上に寄与するとともに、環境との調和により持続的発展を目指す農林水産業を科学的・技術的側面から支えている。

こうした試験研究及び検査では、諸課題の解決に必要なやむを得ない手段として動物実験が行われているが、これは動物に犠牲及び苦痛を強いるものであることから、動物実験を実施する者は、動物の愛護の観点から、適正に行わなければならない。

そのような背景を鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)」及び「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知)」に基づき、科学的観点と動物愛護の観点とを両立させながら適正な実施を図ることを目的に、当所における産業動物を用いた動物実験の実施方法を「静岡県畜産技術研究所産業動物分野における動物実験実施規程」(以下「規程」という。)として定めるものである。

第1条 目的

この規程は、静岡県畜産技術研究所における産業動物を用いた動物実験において遵守すべき事項を定め、科学的にはもとより、動物福祉、環境保全、並びに動物実験に携わる者の安全確保の観点から、適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

第2条 定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験：動物を試験・研究、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 動物実験計画：動物実験を行うために事前に立案する計画をいう。
- (3) 動物実験実施者：動物実験を実施する者をいう。
- (4) 動物実験責任者：動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係わる業務を統括する者(研究担当者またはそれに準ずる者)をいう。
- (5) 実験動物：動物実験に供する産業動物(牛、豚、鶏)をいう。
- (6) 施設等：動物実験を行う施設・設備をいう。
- (7) 管理者：実験動物及び施設等を管理する者(科長またはそれに準ずる者)をいう。
- (8) 飼養者：動物実験責任者または動物実験実施者の下で、実験動物の飼養に従事する者をいう。

第3条 適用範囲

この規程は、当所において実施される産業動物を用いたすべての動物実験に適用する。

2 動物実験を別機関にて共同で行う場合は、当該機関における規定により、適正に動物実験が実施されることを確認すること。

第4条 所長の責務

畜産技術研究所長(以下「所長」という。)は、動物実験の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験計画の承認、実施結果の把握、教育訓練の実施及び情報の公開を行う。

第5条 動物実験委員会

所長は、この規程の適正な運用を図るために動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、所長を委員長とし、中小家畜研究センター長、研究統括官、研究調整官、各科長を委員とする。

3 委員会は次に掲げる審査等を行い、動物実験実施の可否について判断する。

- (1) 動物実験計画が動物実験に関する法令及び本規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の妥当性及び予想される実験結果について
- (3) 施設及び実験動物の飼養状況について
- (4) 動物実験、実験動物の取扱い、関係法令等に関する教育訓練の実施状況について

- (5) 自己点検・評価について
- (6) その他、動物実験の適正な実施のために必要な事項に関する事

第6条 動物実験計画の立案

動物実験責任者は、動物実験を開始しようとする際は、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、様式1号にとりまとめ、委員会に申請し審査を受けなければならない。

(1) 適正な実験方法の選択

動物実験の実施にあたっては、次に掲げる事項を踏まえ、適正な実験方法を選択して実施するものとする。

ア 代替法の利用

科学上の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得る方法を選択すること。

イ 実験動物の選択

実験に供する動物の数は、試験・研究の目的に必要な最小限度にとどめること。また、動物実験の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

ウ 苦痛の軽減

実験動物にできるだけ苦痛を与えない実験方法を選択すること。

(2) 動物実験の施設等

適切に維持管理された施設等を用いて実施すること。

2 動物実験実施者は、委員会の承認を得た後でなければ、動物実験を行うことができない。

第7条 動物実験計画の承認

委員会は、申請された動物実験計画を審査し、適正と判断した場合は承認番号を付与し、動物実験の実施を承認する。なお、承認番号の表記は〔西暦 - 当該年度の通し番号〕とする。また、計画が適正でないと判断した場合は、動物実験責任者に対して計画の変更又は中止を勧告する。

第8条 動物実験の実施

動物実験実施者は、委員会に承認を得た動物実験計画に基づいて動物実験を実施すること。

2 動物実験の過程で、動物の健康が計画外に害される可能性が生じた場合、動物実験実施者は直ちに実験を中止し、動物の健康保全に努めなければならない。

第9条 動物実験計画の変更

動物実験責任者は、第7条で承認された動物実験計画に変更があった場合には、様式第2号により委員会に申請して審査を受けなければならない。

2 委員会は、前項により申請された動物実験計画を審査し、適正と判断した場合は計画の変更を承認する。

第10条 実験終了後の措置

動物実験実施者は、実験を終了又は中断した実験動物を通常の飼育に戻す場合、健康状況の経過を観察し、常態への回復を確認しなければならない。

2 実験動物の健康が回復しない場合は、隔離して飼養管理するなどして健康の回復に努めなければならない。

3 実験後に実験動物を処分する又は実験の結果実験動物が死亡した場合は、関係法規に従って処理をすること。

第11条 実験終了時の報告

動物実験責任者は、実験を終了または中止した時は、自己点検を行い、様式第3号に実験の内容を記載し、委員会に報告するものとする。

2 委員会は、報告を受けた動物実験及び自己点検の内容に疑義がある場合は、動物実験責任者に資料の提出を求め、審議を行う。

第12条 実験動物の飼養、保管及び輸送

実験動物の飼養及び輸送は、以下を踏まえ、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実施するものとする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つこと
- (2) 動物種や飼養数等に応じた飼育設備を有すること
- (3) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること
- (4) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること
- (5) 管理者及び飼養者が置かれていること

第 13 条 施設等の維持管理及び改善

管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

第 14 条 教育訓練

動物実験実施者及び飼養者は、実験を開始する前に以下の事項に関する所定の教育訓練となる「動物実験の実践倫理」((公社)日本実験動物学会) を視聴すること。

- (1) 法規制と自主管理
- (2) 実験計画の立案と審査
- (3) 課題と対応

2 教育訓練の実施日は、様式第 1 号「動物実験申請書」の備考欄に記録すること。

第 15 条 情報の公表

所長は、動物実験に関する情報(本規程、実験動物の飼養状況、自己点検及び実験の評価の結果等)を必要に応じて公表する。

第 16 条 適用除外

家畜人工授精師講習会や農林環境専門職大学等の実習等における産業動物の使用、種畜・受精卵・精液等の供給に係る事業及び放牧育成事業等における産業動物の使用については、本規程を適用しない。

2 本規程と同等以上の基準を定めた他機関の定める動物実験に関する規定の適用を受け、当該機関の定める規定に従って動物実験を実施している場合は、本規程に準じて実施されているものとみなす。

第 17 条 その他

本規程に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附則

平成 28 年 9 月 1 日施行

令和 6 年 12 月 25 日改正

7 使用する実験動物について

(1) 動物種	品種または系統(名称)	性別	体重または週齢	使用予定数
(2) 使用予定数の算出根拠				
(3) 実施場所 [施設名:]				
飼養場所 [施設名:]				
(4) 飼育条件(該当項目にチェック)				
<input type="checkbox"/> 個別飼育 <input type="checkbox"/> 群飼育(群飼育の場合の畜房・ケージあたりの頭羽数: 頭羽)				
<input type="checkbox"/> 飼料 []				
<input type="checkbox"/> その他 []				

8 実験方法

(1) 動物実験の内容(具体的な実験処置の方法)
(2) 苦痛の程度、苦痛の軽減・排除方法及び保定・拘束時間について(該当項目にチェック)
<input type="checkbox"/> 苦痛とは関係がない実験 <input type="checkbox"/> 許容される苦痛の範囲内である

<p>許容される苦痛の範囲を越えるが、実験の都合上苦痛の軽減・排除方法がない (実験目的 [項目3] 又は実験方法 [項目8-(1)] にその理由を記入すること)</p> <p>手術等の処置を行うときは麻酔・鎮痛剤を使用する [薬剤名： _____]</p> <p>許容される苦痛の範囲を越えたときには安楽死させる(人道的エンドポイントを適用) (人道的エンドポイントの判定： _____)</p> <p>短時間の保定又は拘束であるので特に問題はない：保定又は拘束時間 [_____] 時間/日</p> <p>実験の都合上長時間(24時間以上)の保定又は拘束はやむをえない (実験目的 [項目3] 又は実験方法 [項目8-(1)] にその理由を記入すること)</p> <p>その他 [_____]</p>
<p>(3) 「動物実験処置の苦痛分類に関する解説」(SCAWのカテゴリー分類)に対する自己判断(該当項目にチェック)</p> <p>A 生物個体を用いない実験、あるいは植物、細菌等を用いた実験</p> <p>B 動物に対してほとんど、あるいは全く苦痛を与えないと思われる実験</p> <p>C 動物に対して軽微なストレスまたは痛みを伴う実験</p> <p>D 動物に対して避ける事のできない重度のストレスや痛みを伴う実験</p> <p>E 麻酔をしていない意識のある動物を用いて、動物が耐えられる最大の痛み、あるいはそれ以上の痛みを与える処置</p>
<p>(4) 安全に関して特に注意を払う必要のある実験(該当項目にチェックして内容を記載)</p> <p>使用材料の感染性 有 無</p> <p>使用材料の毒性 有 無</p> <p>(有の場合) 処置内容、使用量</p> <p>[_____]</p> <p>関連法規等の承認または基準</p> <p>[_____]</p>
<p>(5) 安全に関して特に注意を払う必要のある物質等の処置方法</p>

9 備考

「動物実験の実践倫理」視聴年月日	年	月	日
------------------	---	---	---

10 委員会記入欄

意見等	(審査終了日： 年 月 日)	
審査結果	本計画を承認する。	本計画の実施を承認しない。
承認番号 [-]		
委員長・職名・氏名	畜産技術研究所長	

承認番号の表記は[西暦 - 当該年度の通し番号]とする。(記載例)[2024-01]。

動物実験計画変更承認申請書

年 月 日

畜産技術研究所長 様

動物実験責任者

所属： _____

職名： _____

氏名： _____

下記のとおり動物実験計画を変更したいので、承認願います。

記

承認番号： [_____ - _____]

実験課題名： 「 _____ 」

1 変更事項

(1) 動物実験実施者の変更

変更前	変更後			
氏名	氏名	所属	役職	実施期間

(2) 実験動物種及び使用数等の変更

(3) 実施期間の変更

(4) その他

2 変更の理由

備考 1 変更箇所について、各項目に変更内容を簡潔に記載すること。

2 上記 1 の変更内容を反映させた動物実験申請書（様式第 1 号）を新たに提出すること。

3 所外の研究者等が、承認された実験予定期間内において一定期間のみ当該実験に参加する場合は、1 の(1)の「実施期間」欄に当該者の実験実施予定期間を記入すること。

